

ヤマイチ GARDEN 紀伊川辺における 大規模小売店舗立地法に係る変更についてのお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、下記の事項につきまして令和7年6月25日付で和歌山県知事に変更届出を行いましたので、同法施行規則第11条第2項の規定によりお知らせいたします。

■大規模小売店舗を設置する者

①ヤマイチエステート株式会社

代表取締役 山田 茂

和歌山県和歌山市中之島 1518 番地 中之島 801 ビル5階

②株式会社ゴトウ洋服店

代表取締役 後藤 均

和歌山県和歌山市本町三丁目 27 番地

③株式会社 GOTOH

代表取締役 後藤 啓太

和歌山県和歌山市本町三丁目 27 番地

■大規模小売店舗の名称・所在地

名 称：ヤマイチ GARDEN 紀伊川辺

所在地：和歌山県和歌山市川辺 220 番 外

■変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前 4 時～午前 0 時（荷さばき施設①）

午前 6 時～午後 10 時（荷さばき施設②～④）

（変更後）午前 4 時～午前 0 時（荷さばき施設①）

午前 6 時～午後 10 時（荷さばき施設②～⑥）

■お問合せ先

ヤマイチエステート株式会社

T E L：073-427-8080（担当：賃貸事業本部 伊藤）